

# 債務の履行における僅少額不足と「信義則」論 —信義則の再構築のための実践的研究—

## Slight lack of the amount of payment and “Treu und Glauben”

渡 辺 博 之

Hiroyuki Watanabe

### 一 問題の所在

法律関係を形成する当事者間においては、種々様々な権利ないし義務が存在する。そして、当事者は信義誠実の原則（以下、信義則という）に従い、それらの権利を行使し、義務を履行することが求められる。

この自明の理の中で、給付義務を信義則由来とする者はさすがにいないが、受領義務や付随義務をあたかも「信義則上の義務」というような論調は見当たらないわけではない。このことが正に問題であり、大きなテーマとなりうるが、今後取り上げることにしたい。

問題は他にもある。本稿では、上記の、給付義務の適用を論ずる場面においても、安易に信義則が流用され、給付義務を矮小化する学理的局面について、考えてみることにする。その一つが、「債務の履行における僅少額不足」をめぐる法律問題である。<sup>(1)</sup>

判例・学説に信義則が曖昧に活用されている現状を整理するべく、古いテーマであるが、信義則のあるべき姿を究明するために、この問題を材料とする。否むしろ、当時の学説と判例によって、今日の論調が築かれたとすれば、あらためてその当初の状況に遡って議論を始めることこそが大事なのではないかと考えられる。

## 二 考え方の前提

以下には、金銭債務の履行に僅少額の不足がある初期の諸般例を取り上げるが、本稿では幾分異色であるが、それらの判例を分析するについて、あらかじめ筆者の基本的立場を明らかにすることから始める。この立場は、これまで筆者が各所で論じてきたものにほかならない。(2)

それは、信義則が行為規範として適正な機能を営むことを尊重する立場、その対極面で、信義則によって法ないし法律の趣旨や契約当事者の意思を凌駕することを問題視する立場である。その上で、

第一原則 債務の一部履行は、債務全体のことを考えれば、債務の本旨に従った履行とはいえない。したがって、原則として、債務履行に不足がある場合は、その不足が僅少であったとしても、債務の本旨に従った履行とはいえない。

まずここで、確認したいことは、この問題を論ずるにおいて、あたかも、債務の履行が僅少額にとどまる場合は、信義則上債務の本旨に従う履行であるかのような論議は問題であることを指摘しなければならない。(3)

第二原則 僅少額の不足は、債権の満足とはならない。しかし、債務者が適正な履行をしようとしたが、債権者の適正な協力をえられず、結果として債権の満足が得られなかったような場合については、債権者が満足をえられなかったという抗弁は、信義則上適正な権利の行使と認めることはできない。債務者が信義則上債権の満足に向かう努力をしている場合などにもかかわらず、債権者がその協力を怠るような場合には、債権者による、債務者の債務不履行の主張はまさに信義則違反に該当することになる。(4)

第三原則 これに対し、仮定の話になるが、①債務の履行に僅少額の不足があった場合、債権者は受領を拒絶すべきではない、受領すべきであるという解釈を展開するためには、単純に信義則をもって論ずることはできない。そこには、法律ないし当事者意思の欠缺が存するゆえ、この論を構築するには、「条理」による解釈が求められるべきである。さらに、②僅少額不足の債務の履行は、債務の本旨に従う履行と認めるべきという理論を立てるについても同様である。

### 三 事例研究

以上の視座に基づいて、かつての判例を再検証することにする。

#### ケース① 大判大正9年12月18日（民録26輯1947頁）買戻し価額の僅少額不足と買戻しの効力に関する事案

〔事案〕本件不動産の買戻権について、当事者の契約によると、代金金517円、契約費用金12円8銭、つまりところ合計額金529円8銭となるべきところ、売主・買戻権者Xの提供金額は金528円で、金1円8銭の不足が認められたという事案である。その不足が生じた原因は、買主Yの支出した契約費用がXに知られておらず、またYがその額を告げていなかったことによるものであった。

まず、原審・大阪控訴院は、「右不足ハ被控訴人Yカ契約ノ費用額ヲ告ケサリシニ基因スルトスルモ之カ為メニ不足ノ金額ヲ提供シテ為シタル買戻ノ意思表示ヲ有効ナリト為ス能ハス」とし、Xが敗訴した。X上告。

〔判旨〕破棄自判

「売主Xカ其有スル買戻権ヲ行使セントスルニハ買戻ノ期間内ニ代金及ヒ契約ノ費用ヲ提供スルコトヲ要スルコト民法第五百八十三条ノ明示スル所ナリト雖モ売主Xノ現ニ提供シタル代金及ヒ契約ノ費用ノ合額カ極メテ些少ノ不足アルニ過キサルトキハ買主Yニ於テ之ニ藉口シ代金及ヒ契約ノ費用ノ提供ナキヲ以テ買戻ノ効力ヲ生セスト主張スルコトヲ得サルモノトス蓋スル不足額ハ買主Yニ於テ買戻ヲ為シタル売主Xニ対シ弁済ヲ請求スルヲ得ヘキコト勿論ナリト雖モスル不足アルヲ口実トシテ買戻ノ効力ヲ生セスト云フカ如キハ債権関係ヲ支配スル信義ノ原則ニ背反スルヲ以テスル不足アルニ過キサルトキハ買戻ノ効力ヲ生スト解スルヲ相当トスレハナリ」

<分析>

本判決は、「債権関係ヲ支配スル信義ノ原則」を判例上明認したリーディング・ケースであると評価されている。しかし、そこで典型的に紹介される内容は、たとえば、債務弁済にあたって僅少な額が不足しているような場合、債務者の示した誠意にもかかわらず、債権者がその僅少な不足に藉口して債務弁済

の効力を否定しようとすることは、信義に反し許されないという部分である（ケース②も同様に論ずる）。

このような説示は、上記判旨によるものであるが、それでは、確かに説明不足の感が否めない。判旨が、「斯ル不足アルヲ口実トシテ買戻ノ効力ヲ生セスト云フカ如キハ債権関係ヲ支配スル信義ノ原則ニ背反スル」と述べ、あたかも僅少額不足を口実とする買戻の拒絶が、信義則に反するがごとき説示は、誤解を招きかねないからである。もちろん、判旨全体や事実の概要から知れるように、そのような単純なものではないことは明らかである。「藉口シ」とか、「口実トシテ」の文言には、より深い意味があり、学者は、本件について、適切なる評釈を加え、整理をしている。

まず、鳩山秀夫教授は、先に牧野英一教授が「此の判決は買戻権者の側に於ても亦信義誠実の原則に従つて其の行動を為したるものなることを予定して居るものにちがひない。些少の不足は概念的に如何なる場合に於ても買戻の効力を発生するに妨となることがないといふのではない。相手方の信義誠実に依らんとする者には其の信義誠実を濫用するの態度があつてはならないのである」<sup>(5)</sup>という批評に同調し、「買戻権者は故意に些少の金額を提供したのではなく契約費用の額を確知するに由なく、相手方は之を告げなかつた為とその契約費用と推測する額を提供した處がその額が実際の額より一圓八錢だけ少かつた事案だと解せらるる。随つて此点に於ても大審院の判決は正当だと思ふ」と、適切に分析・評価している。<sup>(6)</sup>

ついで、林教授もその信義則理論を展開され、「民法五八三条一項の規定は、やはり、信義則の上において理解されるべきである。だが、我々は、何も、ただ単に抽象的に信義則とのみ言つて、法律の規定を無視しようといふのではない。信義則に基づいてそれが運用されることによつて、法律論としての論理的構成を完うせしめられねばならぬと主張するのである。」さらに、「私の考へるところにして誤りなしとすれば、買戻権者のなしたる給付それ自体は、『些少の不足額』の故に民法第五八三条の要求に適合するものとは解し難いが、いやしくも買戻権者が充分なる誠意をもつて給付行為をなした以上は、買戻の関係において、相手方は自己の権利につき信義誠実の原則によつて統制されることに

なるのである。かくて、そこに、信義誠実と権利の濫用との原理的統一が見出されることになるのである」とする。<sup>(7)</sup>

田中実教授においては、まず、信義則と権利濫用との適用領域に関する問題を論ずる箇所において、「権利が行使され、その要件に若干欠けるところがあるが、権利行使にあたって権利者の誠意が十分に示されていた場合、相手方がその欠陥に藉口して義務や責任を免れようとはかることは、信義誠実の原則適用の一つまり要件の欠陥にもかかわらず、なお有効な権利行使とみとめるかどうかの一問題であつて、権利濫用の問題ではあるまい」とし、信義則の機能する環境について、説示する。<sup>(8)</sup> ついで、本件事案について、「この判例の趣旨は、表面的には、買戻にあたって買戻権者の提供した金額に些少の不足があつても、買戻がみとめられるとするのであるが、それはただ一律的に些少の不足は問うべきではないと断じているのではなく、実は、相手方との関係において、相手方が契約費用の額を告げなかつたために生じた不足であり、これに相手方が藉口して買戻の効力を生ぜずと主張するのは、信義誠実の原則に反し許されないとするのである。そこに当事者間の立場を比較し実質的な利益の衡平的配分をはかろうとする弾力的な配慮がなされていることを看過すべきではない」<sup>(9)</sup>としている。

安永正昭教授は、まず明白に、「金銭債務において、提供または弁済された金額に不足があった場合は、債務の本旨に従ったものとはいえず、債権者は原則としてその受領を拒絶することができるし、債務者に対して不履行の責任を問うなどのことができる」ことを確認し、「しかし、その不足がごく些少であり、その他当該事案の具体的事情からして、債権者がその受領を拒絶すること、または債務者の不履行責任を問うなどのことが、信義則に反すると判断されることがある。」本件事案で、「買戻権者の提供した金額に些少の不足がある場合、しかもそれが、相手方が買戻権者の問い合わせにもかかわらず契約費用の金額を通知しないことから生じた場合について、相手方が些少の金額の不足を口実として買戻の効力が生じないと主張するのは信義の原則に反すると判示されている」と述べ、その余の理論は上記田中教授の立場を踏襲している。<sup>(10)</sup>

最後に、菅野耕毅教授は、「本判決は、これまで述べてきたような学説およ

び判例の動向を踏まえて、『信義則』を適用したものである。従来の暗に信義則に基づくものと思われる判例と異なり、『債権関係ヲ支配スル信義ノ原則』ということを明言した点においてとくに注目された。なお、これは、一般的に些少の不足額は買戻の効力の発生を妨げるものでないといっているのではなく、相手方が契約費用の照会に応じないために買戻権者の提供額が若干不足したという事情が、信義則の適用上重要なファクターになっているものと考えられる」とする。(11)

さて、本件事案の評釈を見るかぎり、信義則の適正な適用のあり方として、筆者は補足的に全く述べる必要はなく、上記評釈がすべてを語ってくれている。

はたして、この後もこのような信義則の適正な適用が行われているか、以下の判例をみてみよう。

#### ケース② 大判昭和9年2月26日(民集13巻5号366頁)・弁済金の僅少額不足と債権証書返還請求・抵当権の抹消に関する事案

[事案] 訴外債務者Aは債権者Y(被上告人)に対して、被担保債権1万円につき抵当権を設定した。その後、X(上告人)は、Aより右被担保債権の債務の引受をし、Yとの間で、右引受債務の支払をなした場合、債権証書の引渡しと抵当権の抹消登記をなすべきことを約した。

結局、Xは総額で、9900円に至るまで弁済を完了した。そこで、Xは残額100円の支払準備を調えた上で、Yに債権証書の引渡しおよび抵当権の抹消を求めたところ、Yにより金100円の不足を理由に拒否された事案である。

原審は提供額の不足を認め、Yによる債権証書の返還請求等の拒絶を容認。X上告。

[判旨] 破棄自判

「債務者Xカ債権証書ノ引渡及抵当権ノ抹消登記ヲ請求スルニハ先ツ債務ノ弁済ヲ為スコトヲ要スルハ原判示ノ如クナレトモ債務者ノ現ニ支払ヒ又ハ提供シタル金額カ極メテ少額ノ不足アルニ過キサルトキハ債権者Yカ其ノ不足ニ藉口シテ証書ノ引渡及登記手續ノ履行ヲ拒絶スルハ信義誠実ノ原則ニ反スルモノト謂ハサルヲ得サルヲ以テ此場合ニ於テ債務者カ債権者ニ履行ノ催告ヲ為シタ

ルトキハ債権者ハ遅滞ニ付セラルルモノト解スルヲ相当トス本件ニ於テ上告人ノ既ニ支払タル金額ハ元金一万円中僅カニ一百円ノ不足アルニ過キス而モ其ノ金円ハ既ニ支払ノ準備ヲ調べタルコト原判決確定ノ如クナレハ被上告人カ単ニ其ノ不足ヲ口実トシテ上告人ノ請求ヲ拒ムモノトセハ信義ノ原則ニ反シ不当ナルモノト謂ハサルヲ得ス況ヤ上告人主張ノ如ク被上告人カ所轄登記所ニ赴ク途中道順ナル上告人ノ住宅ニ立寄り該金円及ヒ其ノ日迄ニ準備シタル利息金ヲ携帯シ被上告人ト共ニ登記所ニ行クコトヲ得トセハ上告人ニ於テ登記手続前先給付ヲ完了スルヲ得ルコト易々タルニ於テオヤ」

#### <分析>

本件事案は、ケース①と異なり、債務の履行のさいの不足（僅少額）が当事者間において確定している事案である。それゆえ、判旨が「債務者ノ現ニ支払ヒ又ハ提供シタル金額カ極メテ少額ノ不足アルニ過キサルトキハ債権者カ其ノ不足ニ藉口シテ証書ノ引渡及登記手続ノ履行ヲ拒絶スルハ信義誠実ノ原則ニ反スルモノト謂ハサルヲ得サル」と論じているところは、ケース①以上に混乱の危惧をはらんでいるものである。

本件事案について、まず、末川博教授は、「問題は、先に弁済を為すべき債務者の既に支払った金額に僅少の不足がある場合に、債権者はその僅少の不足を理由として自己の義務の履行を拒絶し得るか否か、といふことに集中する」べきであつて、「債権証書の返還が債務の完済と同時に引換に為さるべきか否かといふ如き問題は提起される余地がない」、なぜならば本判決においても、「債務者カ債権証書ノ引渡及抵当権ノ抹消登記ヲ請求スルニハ先ツ債務ノ弁済ヲ為スコトヲ要スルハ原判示ノ如ク」であるとして、原判決におけると同様上告審においても、債務者の側からの支払が先給付に属することが認められているのだから、と論ぜられるのである。<sup>(12)</sup>この立論は、基本的立場として、信義則の適用を自制的に捉えることになるもので、今後本稿であつかう問題において、信義則が無制約に展開される様を知る者としては、重要な提言である。ただ単に、僅少額の不足があたかも債務の履行に相当するような説かれ方をする現状の学説・判例の方向性に大きな警鐘を鳴らしているといえるからである。

さて、本件判決に対して、論評を加える者は、ケース①に比べ、多くはない。

それにもまして、ケース①にさいして説かれた不安が早速現実のものとなっている。

林教授は、末川教授の立論に反し、「債務者の支払における僅少の不足を理由として債権者は自己の義務の履行を拒絶しうるかどうかといふ問題と債権証書の返還が債務の完済と同時に引換になさるべきか否かといふ問題」を同次元の問題と捉え、直接的に信義則の適用下におこうとしている。そして、本判決の重点は、「『債務者ノ現ニ支払ヒ又提供シタル金額ノ極メテ少額ノ不足アルニ過キサルトキハ債権者カ其ノ不足ニ藉口シテ証書ノ引渡及登記手續ノ履行ヲ拒絶スルハ信義誠実ノ原則ニ反スルヲ以テ・・・』ということに存するものとせねばならぬのである。されば、本判決は、従来、弁済者は受取証書の交付をば、弁済と交換提供に請求しうるからとの理由で、債権証書の引渡請求が弁済と交換的になされうるか否かについて消極的に解されて来た見解に対して、本件事案の如き場合には、少なくとも、事は、積極に解さるべきことを明らかにしたものとせねばならぬ。すなわち、民法第四八七条にはゆる『全部ノ弁済』ということは、常に、概念的形式的にのみ解釈さるべきではなくて、信義誠実の要請に基いて考慮さるべき問題の存するといふことについて、その見解を明らかにした点において、本判決は信義則の展開のために、また新たなものを加へたことになるのである」とする。<sup>(13)</sup>

ここにきて、ケース①においては、学説はいわば信義則の行為規範的特性を配慮する思考形式を採用していたが、林教授の立論は僅少額不足と、(本件では)債務の満足の効果である、債権証書の引渡し・登記手續の履行の問題を、直接的に信義則適用のもとにおこうとしている。

このような学説の傾向は、信義則適用の濫用に機会を与えるもので、承伏できないが、本件事案をさらにみると、ケース①と同様、信義則の適用の可能性は認められる。すなわち、判旨にあるように、債務者・上告人は僅少額不足について、「而モ其ノ金円ハ既ニ支払ノ準備ヲ調へ」ており、さらに、「被上告人カ所轄登記所ニ赴ク途中道順ナル上告人ノ住宅ニ立寄り該金円及ヒ其ノ日迄ニ準備シタル利息金ヲ携帯シ被上告人ト共ニ登記所ニ行クコトヲ得トセハ上告人ニ於テ登記手續前給付ヲ完了スルヲ得ルコト易々タル」にもかかわらず、そ



れを被上告人が拒絶し、それによって債務履行の完了がえられなかったという事実は、まさしく債権者である被上告人の信義則違反が認定されてしかるべきである。判旨も、このような事態がある場合には、「被上告人カ単ニ其ノ不足ヲ口実トシテ上告人ノ請求ヲ拒ムモノトセハ信義ノ原則ニ反シ不当ナルモノト謂ハサルヲ得ス」と明確に述べている。よって、本件事案では、僅少額不足に対し、債権証書の引渡しを拒むことが信義則違反になるのではなく、僅少額不足にさいして、債務者が行う信義ある行動に対し、債権者が誠実に対応しなかったことについて、債権者の信義則違反が存在し、結局債務者による、債権証書の引渡し・登記手続の履行請求を、債権者が拒絶することは、信義則に違反すると認定されるべきである。<sup>(14)</sup>

### ケース③ 大判昭和 10 年 6 月 8 日（大審院判決全集 2 輯 19 号 981 頁）・売渡担保の弁済額の僅少額不足と売渡担保の効力に関する事案

[事案] 債務者 X（被上告人）は債権者 Y（上告人）から金 38 円を借り受け、本件物件を Y に対し、売渡担保のため提供した。本件物件の占有は、債務者である X が行っている。特約では、期限内に金 40 円 50 銭を支払うことにより、本件物件の所有権は X に復帰するものとされていた。ところが、期限内に支払われた金額は、金 40 円に過ぎなかった。そこで、Y が X に対し、本件物件の引渡しを請求したというのが、本件事案である。

原審は、残額が僅かに 50 銭である点に鑑み、債務関係における信義誠実の原則に関して、売渡担保の物件の所有権はすでに X に復帰しているものと判示した。Y は、特段の事情のない本件においては、上記特約の本旨に従った X における履行の提供は認められないとして、上告。

[判旨] 上告棄却

「原判決ノ確定セル事実ニ依レハ X ハ Y ニ対シ約定ノ期限ニ金四十円ヲ弁済シ其残債務ハ僅々五十銭ニ過キスト云フニ在ルカ故ニ Y カ此ノ僅少ナル残債務存スルノ故ヲ以テ売渡担保ニ供セラレタル本訴物件ノ引渡ヲ請求スルハ特別ノ事情存セサル限り信義誠実ノ原則ニ悖ルモノニシテ原審カ右弁済ニ因リ X ハ本訴物件ノ所有権ヲ回復シタル旨判示シタルハ正当ナリト云ハサルヲ得ス」

## <分析>

本件事案になると、ケース①②と異なり、信義則をめぐる当事者間の具体的な事情は論点にされておらず、「此ノ僅少ナル残債務存スルノ故ヲ以テ売渡担保ニ供セラレタル本訴物件ノ引渡ヲ請求スルハ特別ノ事情存セサル限り信義誠実ノ原則ニ悖ルモノ」と論じられるにいたっている。

本件は、債務の支払額が不確定ないしは不明な他の事案とは異なり、債務の額が確定しており、債務者において不足額を埋めようとする対応も、判旨からはうかがえない。そして、これまでの事案では、僅少額不足であっても、債権者側に信義則違反がある場合に、例外的に、債務者の債務不履行を否認してきた。よって、債権者 Y はこれまでの判例理論に従い、「特段の事情」すなわち、信義則上債権者に問題となる行態はないゆえ、債務者 X の債務不履行、ひいては売渡担保の実行を主張したものである。これに対し、本件事案では、「特別ノ事情存セサル限り」とあるように、不足が僅少額である場合は、「原則として」債務の履行はあったということになり、逆に僅少額不足による債権者側の抗弁が信義則違反と認定されることになる。ケース①、ケース②と幾分信義則の適用実態があいまいになされてきた結果、明らかな信義則の濫用的取扱が拡大したものである。

本件判旨の結論の妥当性はさておき、債務の履行が完了していないにもかかわらず、債権者が債務者の債務の不履行を主張することを否認することになる立論は、たんに信義則の問題として処理されるべき事柄ではなく（逆に、自ら不足額を知りながら、なんの対処もすることなく、自己の責任を果たしたと主張するとすれば、それこそ信義則に反することになるであろう）、これまでの債務の履行をめぐる法理論の大転換である。すなわち、裁判所が、債務の履行に僅少な不足があっても、債務の履行として債権者に満足を与えるものと同様の判断をすることは、いわば「僅少額不足の債務の履行は債務の履行と同断する」という法解釈を新たに示したということになる。それは、まさに裁判所が条理によって、従前の解釈を変更したということにほかならない。よって、本件判旨の立論を構築するには、(当事者の行態の有り様を論ずることにより、事の是非を問う信義則の論題ではなく、)法の欠缺ないし修正を認め、裁判官が「条理」

によって判断したものというべきである。(15)

#### ケース④ 大判昭和 13 年 6 月 11 日 (民集 17 卷 1249 頁)・供託価額の僅少額不足における供託の効力に関する事案

[事案] X は、金銭債務調停証書の執行力ある正本に基づいて、Y 所有の不動産に対して、強制競売の申し立てをなした。右競売手続により競落許可の決定があり、昭和 10 年 10 月 31 日確定した。そこで、Y が同年 11 月 2 日、右債務名義の債務を弁済するため、X 方に赴き、元金 750 円・利息 31 円 25 銭、および手続費用金 16 円 30 銭、計 797 円 55 銭を提供したところ、X に受領を拒絶されたため、供託所に供託し、その旨を X に通知した。

ところが、右金額には、競売手続費用について Y に誤算により金 7 円 40 銭の不足があったので、Y は後日不足金の追加供託を行った。これに対し、X は競売手続費用に不足があるから、その提供は債務の本旨に従ったものとはいえず、供託もまた無効で、後日の追加供託によっても有効となることはない主張。原審 X 敗訴。X 上告。

[判旨] 上告棄却

「債務者 Y カ債権者 X ニ対し弁済ノ提供トシテ為シタル債務額中元利金ニ不足ナキモ誤算ノ結果競売手続費用ニ於テ極メテ僅少額ノ不足アルニ過キサルトキハ債権者ハ之ニ藉口シテ債務ノ本旨ニ従ヒタル弁済ノ提供ナシトシテ其ノ受領ヲ拒ムコトヲ得サルモノトス蓋シズル不足額ハ債権者ニ於テ債務者ニ対シカ弁済ヲ請求シ得ルコト勿論ナリト雖右不足額ヲ口実トシテ弁済ノ提供ヲ無効ナラシムルカ如キハ取引社会ニ於ケル信義誠実ノ原則ニ悖ルモノト謂ハサルヘカラサレハナリ従テ右ノ如キ場合ニ於テ債権者其ノ受領ヲ拒ミタル為債務者之ヲ供託シ尚其ノ不足額ニ付テモ弁済ノ提供ヲ為シテ拒絶セラレタル為之ヲ供託シタルトキハ右供託ハ孰レモ有効ナリト謂ハサルヘカラス本件ニ於テ原審ノ確定スルコロハ Y ハ本件債務名義ニ基ク債務弁済ノ為元金七百五十円利息金三十一円二十五銭及強制競売手続費用十六円三十銭計金七百九十七円五十五銭ヲ昭和十年十月三十一日債権者タル X ニ提供シタルモ其ノ受領ヲ拒絶セラレタルヲ以テ同年十一月二日之カ供託ヲ為シタルモノナルトコロ右供託金額ニハ元利

金ニ不足ナキモ競売手続費用ニ於テ金七円四十銭ノ不足アリ而モスル不足ノ生シタルハ全クＹニ於テ其ノ算定ヲ誤リタルニ基因スルモノニシテ該不足額ハ総債務額ノ百分ノ一ニモ充タサル僅少額ナリトススル場合ニ於テモ尚債権者ニ与フルニ提供額全部ニ付受領拒絶ノ権ヲ以テスルカ如キハ信義誠実ノ原則ニ悖ルヘケレハ右提供ハ其ノ限度ニ於テ債務ノ本旨ニ副ヒタルモノトス而シテＹハ昭和十一年七月二十日競売手続費用ノ不足額ニ相当スル金七円四十銭及之ニ対スル昭和十年十月三十一日以降同十一年七月二十日迄ノ年五分割合ニ依ル利息計金七円六十七銭ヲ弁済ノ為メＸニ提供シタルモ其ノ受領ヲ拒マレタルニ依リ之ヲ供託シタルモノニシテ該供託ハ孰レモ有効ナリト謂フニ在リテ右ノ如キ原審ノ認定ハ前叙ノ理由ニ依リテ相当ナレハ原判決ニハ所論ノ如キ違法アルコトナシ」

#### <分析>

本件では、債務者による僅少額不足の履行提供・供託と信義則の関係について、「不足額ハ債権者ニ於テ債務者ニ対シ之カ弁済ヲ請求シ得ルコト勿論ナリト雖右不足額ヲ口実トシテ弁済ノ提供ヲ無効ナラシムルカ如キハ取引社会ニ於ケル信義誠実ノ原則ニ悖ルモノト謂ハサルヘカラサレハナリ従テ右ノ如キ場合ニ於テ債権者其ノ受領ヲ拒ミタル為債務者之ヲ供託シ尚其ノ不足額ニ付テモ弁済ノ提供ヲ為シテ拒絶セラレタル為之ヲ供託シタルトキハ右供託ハ孰レモ有効ナリト謂ハサルヘカラス」とされている。結局、信義則に、当事者の行態を評価する機能を超え、完済がなくとも、完済と同様の効果を与える万能薬の地位を与えている。

まず、ここでも、林教授の立論を紹介することにする。

同教授は、まず「一部履行の提供が場合によつては少なくとも一部履行の提供としての効力を生じるか、また、少なくとも全額を履行する方法として有効であるか、といふ問題とは、同一ではない。債務の本旨といふ緩やかな表現を用ひてゐる我が民法の下においては、幾つかの例外が認められるべき余地が存するものとせねばならぬのである・・・」、「さすれば、如何なる程度であれば一部弁済の提供として有効となすべきかは、やはり信義則の要請に従はねばならぬことになるわけであるから、事は信義則の立場から論じる方が、望ましい

のではあるまいか」とする。(16)

結局、供託額の不分明さ、債務者の追加供託行動への誠実さを論ずることなく、続けて、「判例が率直に主張する如く『僅少額ノ不足アルニ過キササル』ことを強調して、『債権者ハ之ニ藉口シテ債務ノ本旨ニ従ヒタル弁済ノ提供ナシトシテ其ノ受領ヲ拒ムコトハ信義誠実ノ原則ニ背反スル』ものと論じることの方が、殊更に、通説的見解に反対する立場において試みられる理論構成よりも好ましい理論構成であるのではなからうか考へるのである」と説く。(17)

このように、これまで、僅少額の不足に対し、債権者側の非協力などが信義則に悖るか否かが問題となると解されてきたが、林教授の立論は、履行の不足がいかなる程度までなら債務の履行として認められるかが、信義則により判断されるというものとなっていることが知れる。

これに対し、田中教授はこのような立場には批判的検証を加える。「債務弁済にあたって僅少な額が不足しているような場合、債務者の示した誠意にもかかわらず、債権者がその僅少な不足に藉口して債務弁済の効力を否定しようとすることは、信義に反し許されないとされる(判例として、前掲、大判大9.12.18, 大判昭9.2.26民集13・365など)。この趣旨は、要するに、法の機械的・形式的な適用をゆるめ、当事者間の実質的衡量によつて利益を配分し、けつきよく等価交換の実現を保障しようとするところにある」と、本件における信義則の機能を的確に説明している。(18)

その上で、「おそらく、これら一連の判例ほど、債務履行における信義誠実の原則の適用を象徴的に示しているものはあるまい。しかし、いかにも一般に僅少の不足額は問うことなく債務の本旨に従つた弁済とみとめられるとするかのような口吻がうかがわれるようになってきていることは一ことに前掲大判昭13・6・11の事例のごときは信義誠実の原則の適用において、やや軽率といわなければならない。何よりも、その不足額を生じた事情・当事者の行為や態度における誠実さの程度・当事者間の利害の均衡等々を周到に考察すべきものであろう」と説く。(19)

筆者は、まさにこの田中教授の立場に同調する。僅少額の不足が債務の本旨に従う履行といえるか否かは、信義則上単純に唱えられるのではなく、そも

そも新たなる法を作ることにほかならないからである。判旨が、僅少額不足の履行に対し、債権者が全部の無効を主張することは信義則違反であることは、たんに当然のことを述べているに過ぎず、信義則によって、履行の不足が解消するということは認められないし、認めるべきではない。林教授は、僅少額の不足の弁済がある場合、債務の本旨に従わないものと解する立場について、「しかく厳格に解釈せねばならぬと主張することは法律の形式に捉はれた議論であって、事物の合理性を無視するものであるとせねばならぬのである」<sup>(20)</sup>とするが、結局不足の弁済でも、それが「僅少額であれば」弁済としての効力を認めることになり、事の当否を別にして、信義則だけで結論が出せる問題ではない。筆者の立場では、この考え方は法律にも契約にもないルールを構築することになるゆえ、かりに容認するにしても、それは「条理」による判断をしたというべきである。

一方、本件事案を今少し検証すると、林教授の上記の立論と異なる考え方も充分可能であることが知れよう。それは、実は林教授も指摘しているところである。「債務者の提供額は何等かの事情によつて、たとへ債務の全額に満たなかつたとしても、その不足額が些少にしてしかも後日その不足額について更に提供をなしたといふやうな場合、すなわち債務者が十分なる誠意をもつてこれをなしたと考へうるやうな場合にもなほ、その不足額に藉口することは、まさに、権利の濫用であるとせねばならぬ。かかる具体的な事情の下においては、債権者の権利は、信義誠実の原則によつて、統制されねばならぬのである。本件におけるやうな弁済供託が有効とされる理由もまた、この点から裏付けられるものとせねばならぬのである」<sup>(21)</sup>、と。それによれば、債務者Yは自らなすべきことを相応に果たしており、それに対する債権者Xの非協力が確認できる。このような当事者の関係や行態こそ信義則により読み解かなければならない。すなわち、Yは後日不足金の追加供託を行っているにもかかわらず、Xが「競売手続費用に不足があるから、その提供は債務の本旨に従ったものとはいへ」ないとする主張こそ、信義則で問題にすべき事実で、結局不足額を補填してなされた供託は有効と認められることになろう。<sup>(22)</sup>

#### 四 まとめ

まず、安永教授の慧眼による、以下の立論に触れたい。「これらの裁判例は、債務の履行をめぐる債権者のふるまいにつき信義則の適用される典型的な事例であるといえよう。問題は、このような事案においていかなる事情が存在すれば信義則の適用される場所となるのかである。全額に満たない給付であっても、これが『僅少額の不足』にすぎないとされれば、債権者がこれを債務の本旨に従った弁済の提供でないとすることはすべて信義則に反するということになるのであろうか。判例では、いずれも、債権者が『不足に名をかりて』かかるふるまいをすることをもって信義に反するとする。その一般論は妥当であり、不足額を生じた事情（債務者が金額を問い合わせたのに債権者が答えなかったなど）、当事者の行為や態度における誠実さの程度（債務者は不足の事実を知らないとか、債権者が提供を受けた際に僅少額の不足を知りつつそれを指摘しないなど）、当事者間の利害の均衡など、債権者・債務者双方の事情を総合的に考慮して決すべきである。」<sup>(23)</sup>

本稿で示した、諸判例の展開と学説の分析・評価は、その時間的経過にともない、次第に変質していったように思われる。その流れの中で、「信義則」という法概念がいかにも使いかたがよいはさみのように、材料の形を自在に変えている。この言葉を聞くと、誰もが納得して、受け入れてしまう、魔法の金言である実態がうかがわれる。であるからこそ、その言葉を使う者は、慎重でなければならない。

具体的にみると、各ケースの分析でみてきたように、当初は僅少額不足にまつわる当事者の行態が、（安永教授が指摘するように、）総合的に信義則に適用もかが問われてきた。ところが、最後には僅少額不足そのものが債務の本旨に従う履行か否かが問われるようになり、僅少額不足を主張することが信義則によって封じられてしまう結果になっている。法を操るといふ物言いが許されるとすれば、まさしく信義則が法を操る道具と化している。

筆者は、このような傾向（法解釈者の無責任）を常に不安に感じているが、もう一度ケース①のスタートラインに立って、信義則という法概念を捉えるべ

きものとする。信義則は当事者の行態を方向付ける行為規範であり、それぞれの当事者の行為・行態が信義則によって問われるべきものである。本稿のあつかう事例では、債務者が行う真摯な行動に対して、債権者がそれを無視したり、妨害したりすることこそ、信義則が機能する場面である。そして、その領分を超え、債務者による債務の履行が僅少額の不足である場合には、債権者はそれを受け入れなければならない、さらには僅少額の不足ある債務の履行は債務の本旨に従う履行とするためには、法解釈者は自己の責任のもとに、法や当事者意思の欠缺のもと、「条理」によって新判決・新判断をしたものと主張すべきである。

---

## 註

- (1) 債権関係における基本的義務は給付・履行義務である。この義務の存在根拠については、法律ないし契約そのものを淵源としており（上記のように、これらの義務の根拠自体を信義則に求める議論はさすがに認められない）、債務者は「債務の本旨に従った履行」（415条）を義務づけられる。そして、その義務である債務の履行は民法1条2項による要請、信義則に従わなければならないという行為規範に合致しなければならないことも当然である。

給付義務と信義則の連関はそのような局面において、登場する。債務の本旨に従った履行と信義則の適用問題を論ずるについて、さらに、債務の履行の方法や履行の場所について問題となるが、本稿ではまず僅少額の不足と信義則との理論的關係をあつかう。

- (2) ここでは、さしあたって、拙稿「信義誠実の原則の構造論的考察—信義則の行為規範的側面の再評価—」民商法雑誌（一）（二）91巻4・5号（1985年）、「信義誠実の原則の構造論とその法解釈論における地位」（一）（二）（三）高千穂論叢31巻3・4号、32巻1号（1996/1997年）、「『条理』と『信義則』の法源論における位置づけと私見について」高千穂論叢46巻4号（2012年）参照。
- (3) ここに示したような立場を展開されているのは、林信雄教授である。ここでは、さしあたって、林信雄・判例に現はれたる信義誠実の原則・昭和18年、同・法律における信義誠実の原則・昭和25年（以下、前者を「判例」、後者を「法律」と表す）をあげておく。

林教授は、信義則を当初は慎重に議論を進められているが、最終的には、「一部履行の提供をもって、常に債務の本旨に従はないものと言ひうるであらうか。信義則に照して事を論ぜねばならぬのである」、さらに、「債権者の提供した給付に些少の不足ある場合が、果たして、債務の本旨に従つたものと言ひうるか否か」として、本稿にあげる諸判例を照会・検証し、あたかも些少の不足は、債務の本旨上問題な



いかなのような議論の進め方をされている（林・判例3頁参照）。

信義則に関しての、このような積極的な物言いが、あたかも信義則上、債務の本旨に従う一部履行があるかのような誤解を生む要因となっている。

一部履行は、債務の本旨に従はない履行であるが、当事者の具体的関係からみて、信義則に合致しない行態がある場合は、債権者の債務の本旨に従わないという主張（＝行態）が信義則に違反するとみられる場合があると言うべきである。そして、もしかりに、一部の履行が債務の本旨に従う履行であるとするすれば、それは法律の規定を修正することになる。修正するとするなら、その場合の法律の欠缺を前提に、条理から判断すべきである。

- (4) なお、昭和期から最近にいたるまでに、債務者・債権者間にそもそも債務の金額自体に争いがある（それらの事案は、多くの場合、供託の問題に発展している）、また交通事故等による不法行為に基づく損害賠償額が不確定ないし変動しがちな事案については、そもそも債務額自体が争点になっているものであるゆえ、本稿の範ちゅうを外れていることから、あえて取り扱っていないことを付言しておく。
- (5) 牧野英一「具体的妥当性」法学志林 24 卷 10 号 33 頁（大正 11 年）参照。
- (6) 鳩山秀夫・債権法における信義誠実の原則 269 頁（1955 年）。
- (7) 林・判例 5 頁、同・法律 92 頁。
- (8) 田中実・注釈民法(1)総則(1)70 頁以下（昭和 39 年）。
- (9) 田中・前掲書 74 頁以下。
- (10) 安永正昭・新版注釈民法(1)79、82、86 頁参照（昭和 63 年）。
- (11) 菅野耕毅・信義則の理論 57 頁（2003 年）。
- (12) 末川博・判例民法研究 236 頁以下（昭和 12 年）。
- (13) 林・判例 10 頁以下、同・法律 96 頁参照。
- (14) 林教授も、ここに示した、判旨部分を引用している（同・法律 95 頁参照）。しかし、それは、債務者の履行完了が、債権証書返還に対する先給付であるべきというこれまでの学説理論を否認する説明として論じられており、決して、信義則の具体的内容を論理構成することには用いられていない。
- (15) 林・法律 97 頁以下参照。本件事案については、これまでの信義則適用をさらに一歩進めているにもかかわらず、惜しむらくは教授のコメントは認められない。
- (16) 林・判例 12 頁以下、15 頁以下、同・法律 99 頁以下。
- (17) 林・判例 19 頁、同・法律 102 頁以下。
- (18) 田中・前掲書 72 頁。
- (19) 田中・前掲書 78 頁。
- (20) 林・判例 19 頁。
- (21) 林・判例 20 頁。
- (22) 石田文次郎教授はこの点をつぎのように明確に述べており、筆者はこれに賛同する。

まず、石田教授は供託によつて直ちに債務が消滅するとなすところのわが国の通説的見解はこれを採らないとする立場から、本件判決を、『供託の効力に関する事案として』評釈する。「我国一般の学説のやうに、供託に依り直ちに債務は消滅すると解するときには、弁済のためにする供託は必ず債務の本旨に従つた供託でなくてはならぬ。假令僅少の不足にしても、不足ある以上は、その点において債務の本旨に従つた有効な供託と云ふを得ない。・・・若し、僅少の不足ある供託を以て有効な供託と解し、それにより債務が直ちに消滅すると解するときには、債務者は不足額の追加弁済の義務を免れると云ふ不当な結果が生じる。信義誠実の原則は決

して不足ある弁済の供託を不足なき有効な弁済の供託となすものではない。」「債権者に於て受領拒絶を為し得ないやうな僅少の不足額の存する場合には、弁済者は第二審の最終弁論期日までに其の不足額を追加供託して、最初の供託を完全有効なものとする事が出来る。即ち、最初の供託は後に為された追加供託と合して有効となる。私は本件は正に其の適例であると解したい」（石田・判例研究・法学論叢 39 卷 6 号 1002 頁以下（1936 年））。

(23) 安永・前掲書 88 頁以下。